(d) この協定の改正について両締約国に勧告し、又は第二十四・二条4に特に掲げるものの改正の場合にはこの協定の改正についての決定を採択すること。

(e) この協定の規定の解釈を採択すること。この解釈は、両締約国及びこの協定に基づいて設置される全ての専門委員会、作業部会その他の機関（前章の規定に基づいて設置されるパネルを含む。）を拘束するものとする。

(f) 自己の任務を遂行するに当たり、両締約国が合意する他の行動をとること。

第二十三・二条　合同委員会の決定及び勧告

1 合同委員会は、この協定に規定がある場合において決定を行うことができる。当該決定は、両締約国を拘束する。各締約国は、当該決定を実施するために必要な措置をとる。

2 合同委員会は、この協定の実施及び運用に関連する勧告を行うことができる。

3 合同委員会の全ての決定及び勧告については、コンセンサス方式によって行うものとし、対面、書面又は他の手段により採択することができる。

第二十三・三条　専門委員会

1 合同委員会の下に次の専門委員会をここに設置する。

(a) 物品の貿易に関する専門委員会

(b) 原産地規則及び税関に関連する事項に関する専門委員会

(c) 衛生植物検疫措置に関する専門委員会

(d) 貿易の技術的障害に関する専門委員会

(e) サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引に関する専門委員会

(f) 政府調達に関する専門委員会

(g) 知的財産に関する専門委員会

(h) 貿易及び持続可能な開発に関する専門委員会

(i) 規制に関する協力に関する専門委員会

2 1に規定する専門委員会の責任及び任務については、この協定の関連する章に適宜定めるものとし、合同委員会の決定によって修正することができる。ただし、当該専門委員会の責任については、引き続き、当該専門委員会が実施及び運用について責任を有する章の規定の範囲内のものとする。

3 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、専門委員会については、次のとおりとする。

(a) 専門委員会への両締約国の代表者が別段の合意をする場合を除くほか年一回、又はいずれかの締約国若しくは合同委員会の要請に応じて、会合する。

(b) 両締約国の代表者から成る。

(c) 両締約国の適当な地位の代表者を共同議長とする。

(d) 専門委員会への両締約国の代表者が別段の合意をする場合を除くほか英国若しくは日本国において交互に、又は他の適当な通信手段により、会合を開催する。

(e) その会合の日程について合意し、及びその議題をコンセンサス方式によって定める。

(f) 全ての決定及び勧告を対面、書面又は他の手段によりコンセンサス方式によって行う。

4 専門委員会は、その手続規則を採択することができる。専門委員会がその手続規則を採択しない限り、合同委員会の手続規則を準用する。

5 専門委員会は、合同委員会によって採択される決定の案を提出し、又はこの協定の関連規定に基づいて決定を行うことができる。

6 合同委員会は、締約国の要請又は関連する専門委員会からの付託に基づき、当該専門委員会によって解決されていない問題を取り扱うことができる。

7 各専門委員会は、合同委員会に対し、十分な余裕をもって事前にその会合の日程及び議題を通報し、並びに各会合の結果及び結論を報告する。

8 専門委員会の存在は、締約国が合同委員会に対して問題を直接提起することを妨げるものではない。

第二十三・四条　作業部会

1 物品の貿易に関する専門委員会の下にぶどう酒に関する作業部会及び自動車及び部品に関する作業部会をここに設置する。これらの作業部会の責任及び任務については、第二・三十四条及び附属書二―C第二十条に定める。

2 合同委員会の下に次の作業部会をここに設置する。

(a) 農業分野における協力に関する作業部会。その責任及び任務については、第十九・五条に定める。

(b) 貿易及び女性の経済的エンパワーメントに関する作業部会。その責任については、第二十一・三条に定める。

3 関連する章の規定に従い、次の作業部会を設置することができる。

(a) 衛生植物検疫措置に関する専門委員会の下での特別作業部会

(b) 貿易の技術的障害に関する専門委員会の下での特別技術作業部会

(c) 規制に関する協力に関する専門委員会の下での特別作業部会

(d) 合同委員会の下での動物の福祉に関する技術作業部会

4 この協定に別段の定めがある場合及び作業部会への両締約国の代表者が別段の合意をする場合を除くほか、作業部会については、次のとおりとする。

(a) 年一回又はいずれかの締約国若しくは合同委員会の要請に応じて会合する。

(b) 両締約国の適当な地位の代表者を共同議長とする。

(c) 英国若しくは日本国において交互に、又は作業部会への両締約国の代表者が合意する他の適当な通信手段により、会合を開催する。

(d) その会合の日程について合意し、及びその議題をコンセンサス方式によって定める。

(e) 全ての決定及び勧告を対面、書面又は他の手段によりコンセンサス方式によって行う。

5 作業部会は、その手続規則を採択することができる。作業部会がその手続規則を採択しない限り、合同委員会の手続規則を準用する。

6 各作業部会は、場合に応じて関連する専門委員会又は合同委員会のいずれか適当なものに対し、十分な余裕をもって事前にその会合の日程及び議題を通報し、並びに当該専門委員会又は合同委員会の各会合において自己の活動を報告する。

7 作業部会の存在は、締約国が合同委員会又は関連する専門委員会に対して問題を直接提起することを妨げるものではない。

第二十三・五条　専門委員会、作業部会その他の機関の作業

この協定に基づいて設置される専門委員会、作業部会その他の機関は、その任務を遂行するに当たり、その作業の重複を避ける。

第二十三・六条　連絡部局

1 一方の締約国は、この協定の効力発生の日に、この協定を実施するための連絡部局を指定し、及び当該連絡部局の関係職員に関する情報を含む連絡先の詳細を他方の締約国に通報する。両締約国は、相互に、当該連絡先の詳細の変更を速やかに通報する。

2 連絡部局は、次のことを行う。

(a) この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定に従って両締約国間で提供される全ての通告、通報及び情報を送付し、及び受領すること。

(b) この協定に関する事項についての両締約国間のその他の連絡を円滑にすること。

(c) 合同委員会の会合の準備に関する調整を行うこと。

第二十四章　最終規定

第二十四・一条　一般的な見直し

両締約国は、他の章における見直しに関する規定の適用を妨げることなく、この協定の実施及び運用についての一般的な見直しをこの協定の効力発生の日の属する年の後十年目の年又は両締約国が合意する時期において行う。